知財様式３（記載例）

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

（機関名）〇〇大学
（部署・職名）
（氏名）
≪契約調印者、又は知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ者≫

知的財産権移転承認申請書

委託研究の成果に係る知的財産権の移転を以下のとおり申請します。なお、移転を受ける者に、●年●月●日付の同委託研究に関する委託研究契約書知財条項の規定を遵守することを約定させます。

１．本通知に係る委託研究の概要

事業名	プログラムマネージャーの育成・活躍推進プログラム
研究課題	「〇〇〇〇」に係る調査研究
研究題目	××××
研究担当者及び所属・職名 （研究実施当時）	科学　太郎　〇〇大学　光科学センター　教授

※　事業名、研究課題、研究題目等については契約書に記載されておりますので、そちらを参照の上記入してください。
（その際、読替規程を併せて参照してください）

２．対象となる知的財産権について

知的財産権の種類（注１）	特許権
発明等の名称（注２）	〇〇〇の検出方法
登録番号又は出願番号等（注３）	特願 2025-001234（日本）
移転先の名称および住所（注４）	
移転の理由（注５）	以下のいずれかを選択するとともに、その具体的な理由を下欄に記載する。 （１）移転先が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため （２）移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため （３）その他
	（具体的な理由） 《別紙注意事項参照》
特記事項	

※　本申請書は、合併又は分割による移転の場合又は、委託研究契約知財条項第２条第１項第４号アからウに該当する移転の場合は使用しません。左記に該当する場合は、知財様式１にて通知してください。

※　本様式にて事前申請を行った場合においても、実際に移転を行った後に、改めて知財様式１にて通知してください。

※　第三者と共有する知的財産権を研究機関が放棄することにより、当該第三者に研究機関の持分が移転することとなる場合は、「放棄」ではなく「移転」の取扱いとしますので、「移転」と同様の事前申請（本知財様式）及び通知（知財様式１）を行ってください。

【250401】

（注意事項）

（注１）　種類については、委託研究契約知財条項第１条第１号において定義する知的財産権のうち、該当するものを記載してください。

（注２）　該当する①～⑤の事項を記載してください。

① 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

② 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

③ 植物体の品種については、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

④ 著作権については、著作物の名称

⑤ ノウハウについては、ノウハウの名称

（注３）　番号については、特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権については出願番号（国名付記）を、回路配置利用権については登録番号を、著作権については登録番号又は管理番号を、出願前の知的財産権又はノウハウを使用する権利については管理番号を記載してください。

（注４）　移転先が複数ある場合は、すべてを記載してください。

（注５）　移転の具体的な理由については、以下の要領に従って記載してください。

①理由が（１）の場合

国内事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画

・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績　等

②理由が（２）の場合

海外事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画

・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績　等

さらに、当該知的財産権の利用による、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点を適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

・移転元の知的財産戦略における当該専用実施権等設定の位置づけ（国際分業戦略等）等

・当該移転により知的財産権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み　等

③理由が（３）の場合

当該知的財産権の移転が必要である理由を具体的に説明してください。